

# 審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えられて適用される災害対策基本法施行令第33条第1項
根 拠 条 項	
処 分 の 概 要	緊急通行車両の確認
原権者(委任先)	鳥取県知事、鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	<p>車両の使用者の申出を受けた鳥取県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</li><li>2 緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</li><li>3 1、2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。</li></ol>
標 準 処 理 期 間	1日
申 請 先	申請書は、原則として緊急輸送車両の出発地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	